

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

岐阜県知事様

申請者 住 所
氏 名

急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書

急傾斜地崩壊危険区域内において、次のとおり許可を受けたいので、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 急傾斜地崩壊危険区域名
- 2 行為地の場所及び面積
- 3 行為の目的
- 4 行為の期間
- 5 行為の内容及び施行方法
- 6 土地所有者の住所及び氏名
- 7 その他参考事項

添付書類

- 1 位置図（縮尺 5 万分の 1 以上のもの）
- 2 平面図（縮尺 600 分の 1 以上のもの）
- 3 不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する図面の写し
- 4 設計書
- 5 行為申請地の土地の登記事項証明書の写し
- 6 行為申請地に係る所有権その他の権利を有する者の承諾書
- 7 その他知事が必要と認める書類

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

岐阜県知事様

申請者 住 所
氏 名

急傾斜地崩壊危険区域内行為変更許可申請書

急傾斜地崩壊危険区域内において許可を受けた行為の内容を次のとおり変更したいので、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 急傾斜地崩壊危険区域名
- 2 許可を受けた場所及び面積
- 3 許可年月日
- 4 許可を受けた行為の内容及び施行方法
- 5 変更する行為の内容及び施行方法
- 6 変更の理由
- 7 行為の期間
- 8 その他参考事項

添付書類

- 1 位置図（縮尺 5 万分の 1 以上のもの）
- 2 平面図（縮尺 600 分の 1 以上のもの）
- 3 不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する図面の写し
- 4 設計書（元設計との関係を明確にしたもの）
- 5 行為申請地の土地の登記事項証明書の写し
- 6 行為申請地に係る所有権その他の権利を有する者の承諾書
- 7 その他知事が必要と認める書類

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

岐阜県知事様

届出人 住 所
氏 名

急傾斜地崩壊危険区域内行為着手（終了、廃止）届書

次のとおり着手（終了、廃止）したいので、岐阜県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第4条の規定により届け出ます。

- 1 急傾斜地崩壊危険区域名
- 2 許可年月日（変更年月日を含む。）
- 3 許可を受けた場所及び面積
- 4 許可の有効期間
- 5 許可を受けた行為の内容及び施行方法
- 6 着手（終了、廃止）年月日

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

岐阜県知事様

届出者 住所
氏名

急傾斜地崩壊危険区域内行為届出書

急傾斜地崩壊危険区域内における行為について急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第3項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 1 急傾斜地崩壊危険区域名
- 2 行為地の場所及び面積
- 3 行為の内容及び施行方法
- 4 行為の期間
- 5 行為の進捗状況
- 6 土地所有者の住所及び氏名
- 7 その他参考事項

添付書類

- 1 位置図（縮尺5万分の1以上）
- 2 平面図（縮尺600分の1以上）
- 3 設計書

第 5 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

岐阜県知事様

届出者 住 所
氏 名

急傾斜地崩壊防止工事施行届出書

急傾斜地崩壊防止工事の施行について急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 13 条第 1 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 1 急傾斜地崩壊危険区域名
- 2 工事施行箇所の所在、地番
- 3 工事の内容及び施行方法
- 4 工事の期間
- 5 土地所有者の住所及び氏名
- 6 その他参考事項

添付書類

- 1 位置図（縮尺 5 万分の 1 以上）
- 2 平面図（縮尺 600 分の 1 以上）
- 3 設計書

第 6 号様式（第 6 条関係）

（表 面）
身 分 証 明 書
所 属
職 名
氏 名

上記は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第 5 条第 1 項
第 11 条第 1 項
第 17 条第 1 項 の規定による
調 査
検 査
県 営 工 事 のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。

交付年月日

岐阜県知事 氏 名 印

（裏 面）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律抜粋

- 第 5 条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 第 1 項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 5 第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 7 土地の占有者又は所有者は正当な理由がない限り、第 1 項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 第 11 条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による権限を行なうために必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地における急傾斜地崩壊防止工事若しくは制限行為の状況を検査することができる。
- 2 第 5 条第 5 項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第 17 条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、都道府県営工事のためにやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
- 2 第 5 条第 2 項から第 10 項までの規定は、前項の場合について準用する。

第7号様式（第7条関係）

100センチメートル以上	
急傾斜地崩壊危険区域内行為許可標識	
許 可 年 月 日	
指 令 番 号	
許可の場所及び面積	
行 為 の 内 容	
許 可 期 間	
住所又は事務所の所在地	
氏 名 又 は 名 称	

50センチ
メートル以上

70
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上